（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十五　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

［二～十九　略］

（外貨貯金等に係る特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第十条の二十六　その締結しようとする特定貯金等契約が第十条の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係るものである場合（当該利用者から前条各号（第一号、第十一号、第十七号及び第十八号を除く。）に掲げる事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、前条の規定にかかわらず、同条第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項とする。

（特定貯金等契約に関する準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等）

第十条の二十七　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する主務省令で定める事項は、第十条の二十五第十一号に掲げる事項とする。

２　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　利用者属性に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該利用者が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があった場合

（特定貯金等契約に関する契約締結時の情報の提供）

第十条の二十八　特定貯金等契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面の交付

イ　特定貯金等契約が成立したとき　当該特定貯金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面（第十条の三十において「契約締結時交付書面」という。）

ロ　既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき　当該変更すべき事項を記載した書面

二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

２　第十条の二十二第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする組合について準用する。

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六　［同上］

一　当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

［二～十九　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］